



韓国の労使問題が及ぼす経済への影響と課題

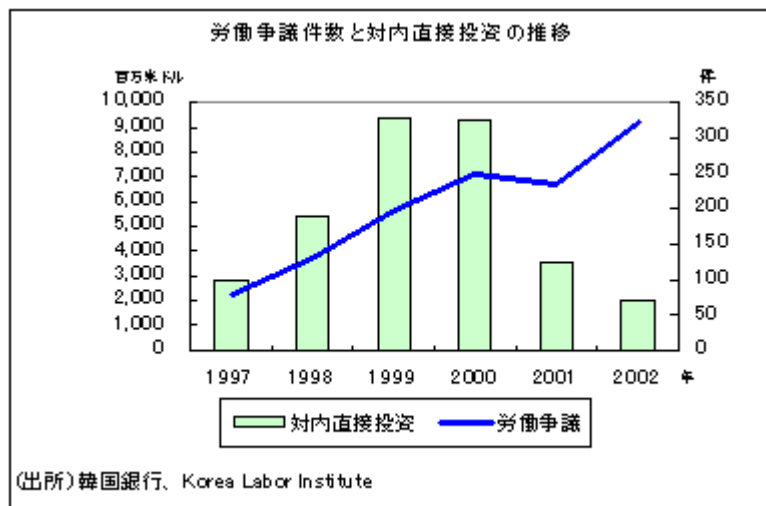
経済調査部 研究員 志村 紀子

韓国銀行は、8月22日、韓国の2003年第2四半期実質GDP成長率が前年同期比1.9%(2003年第1四半期3.7%)にとどまると発表した。この経済停滞は、民間消費や設備投資の低迷を主因とするが、この背景のひとつに労働争議問題の激化があると考えられている。

韓国の労働争議は、1998年以降増加傾向にある。通貨危機後、金大中大統領による構造改革の一環として大規模な雇用対策(常用雇用者の整理解雇、雇用保険の拡充等セーフティネットの確保、パブリックワークの提供等)が講じられ、失業率は一時大幅に上昇したが短期間のうちに雇用は回復した(失業率: '97年末3.1%、'98年末8.0%、'99年末4.9%、'00年末4.2%、'01年末3.5%)。しかし、非常用雇用者の増加や、若年層の就職難、所得格差拡大等、労働環境は不安定化した。対話および妥協による労使合意形成方式を掲げる盧武鉉新政権発足を追い風に、労働者側の主張は、今年に入り一層強硬なものになっている。

労働争議の激化が韓国経済に及ぼす悪影響として、第一に、ストで操業活動が中断されることによる生産高の減少がある。5月に起きた運送荷役業の労働組合である「貨物連帯」によるストでは、韓国最大の貿易港である釜山港の機能がマヒ状態となり、一時コンテナ排出入率が通常の5割近くまで低下する等、実物経済への影響が発生した。

第二に、過剰な賃上げの国際競争力への影響である。韓国は、輸出の高い伸びを背景に高度成長を遂げて来たが、近年では中国をはじめとする他の競合国との競争も激しくなっている。外需依存度が依然として高い韓国にとって輸出産業の競争力維持は引き続き重要な課題である。しかし、8月初旬、現代自動車労組が6週間に渡るストライキの末に、韓国銀行が目指す目標インフレ率3.5%の2倍以上の水準である8.6%の賃上げ率を獲得した。厳しい労使対立が経済・産業の実力以上のコスト上昇要因となっている点是否めないだろう。



第三には、労組が企業の経営方針まで左右しかねないほどの影響力を持つことで、韓国の労使関係に対して海外投資家からの不信感が強まっている点である。朝興銀行の民営化をめぐっては、頭取人事が労使の争点となった。これは現行法では争議の目的として認められておらず、不法行為にあたるとの見解が強い中、労組側は、頭取人事を受入れ争議行動を中断する代わりに、雇用保障や賃上げ等実利を得る形で8月下旬漸く合意した。最近の労働争議の激化は、外資導入に支障をきたし韓国の中長期的な経済成長の足かせになるとの危惧が内外で強まっている。実際にこの懸念を裏付けるように、2003年上半期の外国直接投資額累計は申告ベース(注1)で前年同期比44.4%の大幅な減少となり、四半期毎で見ると2002年第4四半期から3期連続の減少となった。

以上のような状況を受け、政府は「労使関連法と制度を国際基準に合わせて修正する」と発言し、また、「貨物連帯」の集団行動を不法行為とみなし、民事・刑事上の措置を取るとの立場を示すなど、新政権による労使争議対応に新たな動きも見られる。韓国経済の持続的な経済成長にとって、安定した労使関係をはじめとする投資環境の整備は不可欠な要素の1つであり、そのためには、韓国労働界が目先の利益にとらわれず、長期的な展望をもてる政労使関係の改革が必要である。

(注1) 韓国産業資源部 2003年7月8日。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>